

■団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年以内、1年起

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセットされている場合、保険の対象となる方が熱中症(日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合						
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ*1</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ</p> <p>・刑の執行によって生じたケガ</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等</p>						
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>							
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>							
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについては、1回の手術に限ります*3。</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。))。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍		入院中以外	入院保険金日額の5倍	<p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>
	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍						
	入院中以外	入院保険金日額の5倍							
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(住診を含みます。)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p>								

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約		<p>あらかじめ指定された「保険の対象となる方の扶養者」が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または重度後遺障害が生じた場合(扶養不能状態)に保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことによる損害に対して、育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <p>●両目が失明したもの</p> <p>●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの</p> <p>●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガによる扶養不能状態*1</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者に対する刑の執行によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等</p>
	学業費用補償特約	<p>あらかじめ指定された「保険の対象となる方の扶養者」が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または重度後遺障害が生じた場合(扶養不能状態)で、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、保険の対象となる方が支払対象期間中*1に学資費用*2を負担したときに、支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <p>●両目が失明したもの</p> <p>●咀嚼くおよび言語の機能を廃したのもの</p> <p>●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 支払対象期間とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*2 授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等の学校に納付する費用で在学期間中に毎年必要な費用をいいます。</p>	<p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって生じたケガによる扶養不能状態は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外での以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。)。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。</p> <p>●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>※個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。</p> <p>*1 保険の対象となる方が日本国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額(損害賠償責任の額)について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額*3を限度とします。(受託品に係る賠償責任補償条項)</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。)等の故意によって生じた損害</p> <p>・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</p> <p>・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。)</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。) *3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p>
	<p>以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 <p>等</p> <p>*2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円または保険金額のいずれか低い額が支払限度額となります。</p> <p>*3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>＜受託品に係る賠償責任補償条項のみ＞</p> <p>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗またはさび・かび等による損害</p> <p>・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって受託品の機能に支障をきたさない損害</p> <p>・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的の事故に起因する損害</p> <p>・受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みません。)に起因する損害</p> <p>・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p> <p>*3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
救済者費用等補償特約十救済者費用等補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合</p> <p>●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方が、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して3日以上入院された場合</p> <p>等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害 * 1</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じた損害</p> <p>・刑の執行によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</p> <p>等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。